

別記2

有機農業拠点創出・拡大加速化事業

第1 事業内容

本事業は、市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫して推進する拠点となる地区を創出するために必要な、地域の有機農業の取組方針や生産、加工、流通及び消費の拡大に資する事項を定める計画（以下「有機農業実施計画」という。）の策定及びその実現に向けた取組や、輸出などを視野に有機農業を飛躍的に拡大する取組への支援を行う。

1 有機農業実施計画の策定

事業実施主体は有機農業実施計画の策定並びに環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく有機農業に関する特定区域の設定、特定環境負荷低減活動実施計画の認定及び栽培管理協定の締結（以下「特定区域の設定等」という。）に向け、第1号、第2号及び第4号の取組を行うものとし、必要に応じて第3号の取組を行うことができるものとする。なお、当該年度内であれば、有機農業実施計画の策定後であっても有機農業の推進のための取組を継続できるものとする。

有機農業実施計画は別紙1に沿って策定するものとし、都道府県に対して事前に協議の上、事業開始年度の翌年度の4月末までに都道府県知事に提出するものとする。また、有機農業実施計画の策定を行った市町村（有機農業実施計画を策定した協議会に参画する市町村を含む。）は別紙1に沿ってオーガニックビレッジ宣言を行うものとする。

（1）検討会の開催

有機農業実施計画の策定及び特定区域の設定等に向け、農業者、事業者、地域内外の消費者、専門家等を参考した検討会を開催する。

また、検討会の開催に当たって必要があれば、地域の状況に関する調査、専門家による指導、先進地区の視察等を実施できるものとする。

なお、検討会の開催回数、形式等は必要に応じて設定すること。

（2）試行的な取組の実施

生産、加工、流通及び消費の各段階において、有機農業実施計画に掲げる取組の実現性又は課題を検証するための試験的な取組や、計画に盛り込むことが確実な取組をより速やかに定着させるため当該計画の策定前から実施することが望ましい取組を行うものとする。取組の具体的な内容は、別紙2に定めるとおりとする。

なお、事業実施主体は、これらの取組の実施に当たって、農業者や事業対象地区内外の事業者、消費者と連携した取組となるよう留意すること。

（3）消費地との連携に向けた試行的な取組の実施

有機農業実施計画の策定に向けて、有機農業で生産された農産物（以下「有機

農産物等」という。)への需要を有する域外の地方公共団体(以下「消費地自治体」という。)との連携を検討する場合に、有機農産物等の安定的な需給体制の確立に向けた課題を検証するための試験的な取組や、計画に盛り込むことが確実な取組をより速やかに定着させるため、当該計画の策定前から実施することが望ましい取組を行うことができるものとする。

(4) 情報発信

事業実施主体はその実施する取組について、ウェブサイトや広報誌、市町村や都道府県等が実施するイベント等の場を活用して情報発信を行うものとする。

2 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

前項の取組により有機農業実施計画を策定した事業実施主体及びオーガニックビレッジの創出による有機農業産地づくりの更なる推進について(令和7年10月30日付け7農産第3153号農産局長通知)に基づき有機農業実施計画を策定し認定を受けた事業実施主体は、これらの計画の実現に向け、第1号、第2号及び第5号の取組を行うものとし、必要に応じて第3号及び第4号の取組を行うことができるものとする。

(1) 検討会の開催

有機農業実施計画の実現及び特定区域の設定等に向け、農業者、地域内外の事業者や消費者、専門家等の関係者を収集した検討会を開催する。なお、検討会の開催回数、形式等は必要に応じて設定することができるものとする。

(2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

円滑な有機農業の推進を図るため、事業対象地区において、前項において定めた有機農業実施計画に基づく有機農業の生産に関連する取組を行うとともに、有機農産物等に係る加工・流通や消費に関連する取組を実施する。

(3) 消費地との連携の取組の実践

有機農産物等の安定的な需給体制の確立に向けて、有機農業実施計画に基づく消費地自治体と連携した有機農産物等の消費に関連する取組を実施することができるものとする。

(4) 課題解決に向けた調査等

前2号における取組に関連し、当該取組の効率性や効果を高めるため、有機農業実施計画を実践する上で、明確となった課題等の解決に向けた調査、取組状況の調査、専門家による指導、先進地区の視察等を実施できるものとする。

(5) 情報発信

事業実施主体は、その実施する取組について、ウェブサイトや広報誌、市町村や都道府県等が実施するイベント等の場を活用して情報発信を行うものとする。

3 飛躍的な拡大産地の創出

事業実施主体は前項の取組を開始した翌年度以降、有機農業の取組面積の大幅な拡大に向け、以下の取組を行うことができるものとする。なお、本取組の開始年度には必ず第1号の取組を実施すること。

(1) 新たな有機農業実施計画の策定

第1項の取組により策定した有機農業実施計画の目標数値、取組等の更新を行

うものとし、目標数値は本取組開始年度の5年後の目標を設定するものとする。また、策定に当たっては、域外の行政区若しくは域外の販路を持つ事業者との連携又は輸出のいずれかの取組に加えて、次のアからエまでの取組のうち1つ以上を記載することを必須とするほか、有機農産物等の生産から加工、流通、消費等における必要な取組を記載するものとする。

なお、策定した有機農業実施計画については、都道府県に対して事前に協議の上、本取組開始年度の3月末までに提出するものとし、事業実施主体、当該市町村等のウェブサイト等で公表するものとする。

- ア 省力化機械の導入
- イ 機械の共同利用体制の構築
- ウ 担い手による作業受委託体制の構築
- エ 新規就農者や新たに有機農業に取り組む農業者を対象とした技術指導

(2) 検討会の開催

新たな有機農業実施計画の策定や実現、特定区域の設定等に向け、農業者、地域内外の事業者や消費者、専門家等の関係者を参集した検討会を開催できるものとする。

(3) 新たな有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

第1号において更新した又は更新する予定の有機農業実施計画に基づき、有機農業の生産や、生産された有機農産物等に係る加工・流通、その他消費関連の取組を実施できるものとする。

(4) 課題解決に向けた調査等

第2号又は第3号における取組に関連し、当該取組の効率性や効果を高めるため、明確となった課題等の解決に向けた調査、取組状況の調査、専門家による指導、先進地区の視察等を実施できるものとする。

(5) 情報発信

事業実施主体は、その実施する取組について、ウェブサイトや広報誌、市町村や都道府県等が実施するイベント等の場を活用して情報発信を行うものとする。

4 有機農業の拡大加速化の推進

有機農業を広く都道府県域で指導できる環境の整備に向けて、第1号及び第3号から第5号までの取組は必須とし、以下の取組を行うものとする。

(1) 検討会の開催

有機農業を広く都道府県域で指導できる環境の整備に向けて、事業実施区域内の先進的に有機農業に取り組んでいる市町村や農業協同組合、有機農業者、民間指導団体等の関係者を参集した検討会を開催するものとする。なお、検討会の開催回数、形式等は必要に応じて設定することができる。

(2) 有機農業の経営・技術に関する調査、分析又は実証

事業実施区域内の代表的な1つ以上の有機農業の栽培体系について、次のアからウまでの取組を実施することができるものとする。

- ア 有機農業の経営指標の作成に向けた調査・分析

イ 有機農業の栽培技術の調査・分析

ウ 有機農業の栽培技術の実証

(3) 有機農業の経営・技術指導マニュアルの作成

事業実施区域内の代表的な1つ以上の有機農業の栽培体系について、有機農業の経営・技術指導マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成するものとする。マニュアルには、次のア及びイに関する情報を必ず記載するものとする。

ア 経営指標（粗収益、生産費、労働時間 等）

イ 栽培技術（雑草対策、病害虫防除、土づくり 等）

(4) マニュアルの活用計画の作成

マニュアルについて、広域的な指導活動における活用計画を作成する。計画には次のアからエまでを必ず記載するものとする。

ア 指導活動の対象となる地域

イ 対象地域における有機農業の栽培技術の指導の現状

ウ 対象地域における有機農業の栽培技術の指導の目標と目標達成に必要な取組

エ 取組の推進体制、役割及び年度計画

(5) 情報発信

マニュアル及びその活用計画は、その作成後、事業実施主体等のウェブサイトにおいて速やかに公表するものとする。なお、公表に際しては、知的財産保護の観点から、必要に応じて一部の情報を非公表とすることができる。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

(1) 本事業の事業実施主体は、第1第1項から第3項までについては市町村又は市町村が参画する協議会とし、第1第4項については都道府県又は都道府県が参画する協議会とする。ただし、第1第4項の事業については、過年度に同事業に取り組んだ実績がある都道府県又は都道府県が参画する協議会に限る。

なお、第1第1項から第3項までにおいて、複数の市町村が参画する協議会が事業を実施する場合、有機農業実施計画の策定を行う市町村を特定すること。

(2) 協議会は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項に係る規約等を定めるものとする。

ア 目的

イ 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 解散した場合の地位の承継者

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計監査及び事務監査の方法

キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

2 実施要件

本事業の実施要件は、次のとおりとする。

(1) 第1第1項に取り組む場合は、事業開始年度の翌年度までに特定区域の設定等

を行う意向を有すること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く。）。

- (2) 第1第2項又は第1第3項に取り組む場合は、事業実施年度において特定区域の設定等に向けた取組を行う事業実施計画となっていること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く。）。
- (3) 第1第1項、第1第2項又は第1第3項に取り組む場合は、生産関係、加工・流通関係、消費関係の取組をそれぞれ1つ以上実施する事業実施計画となっていること。また、総事業費のうち生産関係の取組における事業費が4割以上となる事業実施計画となっていること（ただし、同一年度内に別記4「グリーンな栽培体系加速化事業」においても有機農業の生産に関する取組を実施する事業実施計画となっている場合を除く。）。なお、総事業費には本交付金を活用せずに実施する第1第1項から第3項までに関連する取組の事業費も含めてよいものとする。
- (4) 第1第2項に取り組む場合は、第1第1項の有機農業実施計画を策定済み又は策定予定であること。
- (5) 第1第1項第3号又は第1第2項第3号に取り組む場合は、消費地自治体が具体的に特定されていること。
- (6) 第1第4項に取り組む場合は、取組内容に応じて、事業実施区域内で先進的に有機農業に取り組んでいる市町村、農業協同組合、有機農業者、民間指導団体等が関与する体制とすること。
- (7) 農業機械又は食品加工機械をリースして導入する場合の基準は、次のとおりとする。

ア リースの対象となる機械の利用者の範囲

リースの対象となる機械の利用者は、本事業に取り組む農業者、団体等（農業者を構成員に含む団体又は農地所有適格法人をいう。）、食品製造事業者又は食品流通事業者とする。

イ 設備・機械の範囲

設備・機械の範囲は、有機農業の生産の拡大、有機農産物等の加工、流通の効率化、有機農産物等の販売に必要なものとする。

なお、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準は適用しないものとする。

ウ 機械の利用条件

本事業で使用する設備・機械については、有機農産物等の生産量、出荷量、有機加工食品の製造・加工量、流通量等に応じた適正な処理能力とすることとし、アに定める機械の利用者が使用するもの又は当該地区の有機農業者が受益するものであること。

エ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者の間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (ア) 本交付金事業実施計画に記載された利用者及び機械に係るものであること。
- (イ) リース事業者が納入する機械は、原則として一般競争入札で選定すること。

- (ウ) リース期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。
- (エ) 本事業以外に国から直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械であること。
- (オ) スマート農機、ドローン、農業ロボット、環境制御施設等をリース導入する場合、当該リース物件に係るシステムサービスの提供者が、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するときは、事業実施主体は、当該データ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

(8) リース料の助成額

リース料の助成額は、対象機械等ごとに次に掲げるア及びイの算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。

なお、算式中のリース物件購入価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とする。

$$\text{ア} \quad \text{「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格（税抜き）}$$

$$\times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \times \text{助成率}$$

$$\text{イ} \quad \text{「リース料助成額」} = (\text{リース物件購入価格（税抜き）} - \text{残存価格}) \times \text{助成率}$$

第3 交付対象経費、交付率等

1 交付対象経費

交付対象経費の範囲は、次のとおりとする。

(1) 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の創出

別添 1 に定める経費

(2) 有機農業の拡大加速化の推進

別添 2 に定める経費

2 交付率及び上限額

(1) 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の創出

本事業の交付率は、定額（50 万円以上の機械の購入及びリースに係る経費にあっては 2 分の 1 以内）とする。交付金の上限額は、第 1 第 1 項については、有機農業実施計画を策定する市町村（有機農業実施計画を策定する協議会に参画する市町村を含む。ただし、地域内で生産から消費まで一貫して有機農業に取り組む市町村に限る。）1 か所当たり 1,000 万円、第 1 第 2 項については、年間 800 万円、第 1 第 3 項については、年間 1,000 万円とする。

また、第 1 第 1 項又は第 2 項について、それぞれ第 1 第 1 項第 3 号又は第 1 第 2 項第 3 号に定める消費地との連携の取組を実施する場合は、交付金の上限額は、本号前段において定める上限額にそれぞれ 200 万円を加えた金額とする。

(2) 有機農業の拡大加速化の推進

本事業の交付率は、定額（50万円以上の機械の購入及びリースに係る経費にあっては2分の1以内）とし、交付金の上限額は、年間2,000万円とする。

3 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、第1項に定める交付対象経費とはならない。

(1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

(2) 拠点となる事務所の借上経費

(3) 本要綱第10第1項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）

(4) 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(5) 都道府県又は市町村職員の人物費

(6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(7) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費、その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

4 契約の適正化

(1) 事業実施主体は、本事業を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を本事業実施計画の「第2 事業費総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。

ア 委託先が決定している場合は、委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

(2) 事業実施主体は、事業を遂行するために委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、本要綱第5第3項の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

- 1 本交付金事業において提出される別紙様式第2号に基づき作成された事業実施計画（以下「本事業実施計画」という。）が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、当該計画の目標の達成が見込まれる内容となっていること。
- 2 事業で実施する各種の取組について、ウェブサイトや広報誌、市町村や都道府県

等が実施するイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果を更に高めていることが示されていること。

3 第1第1項から第3項までについて、事業実施主体となる市町村及び協議会に参画する市町村においては、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」に加盟していること又は加盟する予定があること。

第5 成果目標

1 目標年度

(1) 有機農業実施計画の策定

第1第1項の取組に関する目標年度は、事業終了年度の翌年度とする。

(2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

第1第2項の取組に関する目標年度は、有機農業実施計画の取組終期の年度とする。

(3) 飛躍的な拡大産地の創出

第1第3項の取組に関する目標年度は、事業開始年度の5年後とする。

(4) 有機農業の拡大加速化の推進

第1第4項の取組に関する目標年度は、事業終了年度の翌年度とする。

2 成果目標

(1) 有機農業実施計画の策定

第1第1項の取組に関する成果目標は、有機農業実施計画の策定とする。

(2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

第1第2項の取組に関する成果目標は、有機農業実施計画に設定した目標とする。

また、有機農業実施計画の目標設定に当たっては、有機農業の取組面積拡大、有機農産物等の販売量の拡大又は有機農業者增加のうちいざれか1つ以上の数値目標（以下「数値目標」という。）を設定するものとする。なお、都道府県知事が認める場合においては、この限りではない。

(3) 飛躍的な拡大産地の創出

第1第3項の取組に関する成果目標は、新たな有機農業実施計画に設定する数値目標とし、目標設定に当たっては、事業の対象品目において、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を1ポイント以上増加又は面積を30ha以上増加させる目標を設定する。

(4) 有機農業の拡大加速化の推進

第1第4項の取組に関しては、マニュアル及びその活用計画の作成を成果目標とする。

第6 事業実施状況の報告

1 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の創出

(1) 本要綱第30第1項の規定により行う事業実施状況の報告について、本事業にお

いては、事業実施主体は、第1第1項の事業終了年度の翌年度から成果目標の目標年度までの取組について、毎年度、有機農業実施計画の策定又は有機農業実施計画に定められた数値目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に掲げる事項を記載した別紙様式第19号の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、目標年度が事業実施年度の場合、当該報告をもって、第7第1項の事業成果の評価に代えることができるものとする。

ア 事業の実施状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。

イ 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。

ウ イを踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。

(2) 都道府県知事は、事業実施主体から前号に定める事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、本事業実施計画に定められた成果目標の達成に向けて指導をすることができる。

(3) 都道府県知事は、第1第1項第1号の規定により提出のあった有機農業実施計画及び前号の規定により報告があった事業実施状況報告書について、提出又は報告があった年度の9月末までに、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

(4) 前号の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導することができる。

2 有機農業の拡大加速化の推進

(1) 本要綱第30第1項の規定により、事業実施主体（都道府県が自ら事業実施主体となっている場合を除く。）は、事業開始年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、前年度事業の実施計画に定められた取組を実施した結果について、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載した別紙様式第19号の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、前号の規定に準じて別紙様式第19号の報告書を作成し、前号の規定により報告があった報告書とともに、当該報告があった年度の9月末までに、前項第3号の報告と併せて、地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 前号の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導することができる。

第7 事業成果の評価

1 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の

創出

(1) 事業実施主体は、成果目標の目標年度の翌年度において、有機農業実施計画の策定又は有機農業実施計画に定められた数値目標の達成状況について、自ら評価を行い、次に掲げる事項を記載した別紙様式第19号の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、当該報告は第6第1項による当該年度の事業実施状況の報告を兼ねることができるものとする。

ア 事業の達成状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。

イ 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。

ウ イを踏まえた課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。

(2) 都道府県知事は、事業実施主体から前号に定める事業評価報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に対して、指導をすることができるものとする。

(3) 都道府県知事は、都道府県が自ら実施し点検・評価した事業評価報告書と併せて、第1号の規定により管内の事業実施主体から報告があった際の事業評価報告書を報告があった年度の9月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

(4) 前号の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事に指導をすることができる。

2 有機農業の拡大加速化の推進

(1) 事業実施主体（都道府県が自ら事業実施主体となっている場合を除く。）は、目標年度の翌年度において、本事業実施計画に定められた目標年度における目標の達成状況について、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載した別紙様式第19号の報告書を作成し、本事業により作成したマニュアル及びマニュアルの活用計画を添付して都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、前号の規定に準じて別紙様式第19号の報告書を作成し、本事業により作成したマニュアル及びマニュアルの活用計画を添付して前号の規定により報告があった報告書とともに、当該報告があった年度の9月末までに、前項第3号の報告と併せて、地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 前号の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事に指導をすることができる。

第8 その他

1 本事業実施計画の期間

本事業実施計画の期間について、第1第1項の事業は、原則1年以内とする。

なお、第1第1項の事業においては、有機農業実施計画の策定に複数年度を要す

るなど、特に都道府県知事が認める場合にあっては、事業実施計画の期間を2年間とすることができまするものとし、その場合は、策定した有機農業実施計画について、都道府県に対して事前に協議の上、事業開始年度の翌々年度の4月末までに提出するものとする。

ただし、この場合の2年目の予算については、改めて交付申請を行うものとする。

第1第2項の事業は、1年以内、第1第3項及び第4項の事業は、2年以内とする。

また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けるものとする。なお、各年度の交付決定は、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

2 過年度事業からの継続

改正附則（令和6年12月17日6環バ第265号）第3項及び第5項の規定に基づき第1第2項又は第3項の取組を実施する場合において、事業実施計画の期間は、過年度において当該有機農業実施計画に基づいて事業を実施している場合はその実施期間と合計して、第1第2項の事業は2年以内、第1第3項の事業は3年以内とし、これらの取組の実施に係る交付金の上限額は、第1第2項については当該有機農業実施計画の策定に取り組んだ年度の翌年度1年目の取組を年間800万円、翌々年度2年目の取組を年間600万円、第1第3項については年間1,000万円とする。また、第1第2項第3号に定める消費地との連携の取組を実施する場合は、交付金の上限額は、本項前段において定める上限額に200万円を加えた金額とする。

(別添1) 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の創出の対象経費

費目	細目	内容	留意事項
備品費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な検証の実施並びに調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書(原則3社以上とする。ただし、該当する機器等を1社しか扱っていない場合を除く。)やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
賃金		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> 「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 切手は、物品受払簿で管理すること。 電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な 	<ul style="list-style-type: none"> 農業用機械・施設については、

	事務機器、通信機器・ライセンス、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。	
印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費		
原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験、学校給食での利用等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。 ・学校給食の原材料の経費については通常の原材料との差額のみを対象とする。	
資材費	・事業を実施するために直接必要な検証ほ場の設置、検証等に係る掛けり増し資材費（通常の営農活動に係るもの、既に取り組んでいる技術に係るものなどを除く。）	・資材は物品受払簿で管理すること。	
消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U S B メモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。	
情報発信費	・事業の実施に直接必要な広告、啓発、商談会等への出展等に要する経費	・特定の個人又は法人のみの資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。	
研修等参加費	・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費		
認証取得推進費	・有機 J A S 認証の取得支援（認証検査）等に要する経費		
燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費		
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表、確	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。

		認事務等の実施に必要な経費	
謝金		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		<ul style="list-style-type: none"> 本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> 委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要であるがそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費 	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費 	
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために必要な参加者等に係る損害保険料 	<ul style="list-style-type: none"> 保険は掛け捨てのものに限る。

(別添2) 有機農業の拡大加速化の推進の対象経費

費目	細目	内容	留意事項
備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な検証の実施並びに調査備品及び機械導入に係る経費 　ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書(原則3社以上とする。ただし、該当する機器等を1社しか扱っていない場合を除く。)やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
賃金		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを見らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器・ライセンス、 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、

	農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。	
印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費		
資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。	
原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。	
資材費	・事業を実施するために直接必要な検証ほ場の設置、検証等に係る掛けり増し資機材費（通常の営農活動に係るもの、既に取り組んでいる技術に係るもの）	・資材は物品受払簿で管理すること。	
消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（USBメモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。	
燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費		
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表、確認事務等の実施に必要な経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部	・委託は、第三者に委託すること

		分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	が必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要であるが、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
	保険料	・事業を実施するために必要な参加者等に係る損害保険料	・保険は掛け捨てのものに限る。

別紙1 有機農業実施計画の策定及びオーガニックビレッジ宣言について

1 有機農業実施計画の策定

有機農業実施計画は、地域における有機農業の取組方針や生産、加工、流通及び消費の拡大に資する事項を定める計画であり、次の（1）から（8）までを必須項目とし、必要に応じて、（9）その他有機農業の推進に係る項目を追加して記載するものとする。有機農業実施計画の変更が必要となった場合、適宜都道府県と協議の上、変更するものとする。

（1）有機農業の推進に係る取組を実施する市町村

複数の市町村が協議会に参加し連携して取り組む場合は、中心となって取り組む市町村と連携先の市町村を分けて記載すること。

（2）計画の期間

計画の開始年度と終了年度を記載すること。計画の期間は原則5年間とし、5年未満又は5年を超える期間の有機農業実施計画を定める場合には、その理由を計画期間と併せて記載すること。

（3）取組を実施する市町村における有機農業の推進に係る現状

有機農業を推進する背景、取組状況、課題等について記載すること。

（4）目標

以下のア及びイについて、現状と計画終了年度における目標及び目標の達成状況の把握方法を具体的に記載すること。なお、必要に応じて中間目標を設定できるものとする。

ア 有機農業の生産に係る目標

有機農業の取組面積を現状値よりも拡大させる目標及び有機農業者数を現状よりも増加させる目標を具体的な数値で設定すること。その他、必要に応じて追加で目標を設定すること。

イ 有機農産物等の加工、流通、消費等に係る目標

（5）取組方針及び取組内容

（4）で設定した目標の達成に向けた取組方針及び取組内容について、以下の項目を記載すること。

ア 有機農業の生産に係る目標の達成に向けた取組方針

イ 有機農産物等の加工、流通、消費等に係る目標の達成に向けた取組方針

ウ 年度ごとの取組内容

（6）取組の推進体制

取組の推進体制（取組の実施に必要な組織、委託先等）について、以下の項目を記載すること。

ア 推進体制図

イ 関係者の役割

（7）みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく有機農業に関する特定区域の設

定について、以下の項目を記載すること。

- ア 特定区域の設定予定時期
- イ 特定区域として設定予定の区域
- ウ 当該区域の特性及び区域設定の理由
- エ 生産方法又は流通・販売方法の共通化に関する取組
- オ 今後の推進方針（特定環境負荷低減活動実施計画の認定、栽培管理協定の締結に向けた取組内容等）なお、有機農業に関する特定区域を既に設定している場合は、当該特定区域の計画が位置付けられている基本計画が掲載されている都道府県のウェブサイト等のURLを記載することでアからエまでを省略できるものとする。

（8）取組に関する情報発信

本計画に基づいて実施する各種取組について、ウェブサイトや広報誌への掲載、市町村や都道府県等が実施するイベントでの発表等、情報発信に関する取組について記載すること。

（9）関連事業の概要（活用を想定する事業の内容、実施予定年度等）

2 オーガニックビレッジ宣言の実施

有機農業実施計画を策定した市町村（有機農業実施計画を策定した協議会に参画する市町村を含む。）が有機農業実施計画を公表するとともに、地域ぐるみで有機農業の推進に取り組むことを宣言することをオーガニックビレッジ宣言とする。

オーガニックビレッジ宣言の実施に当たっては、別途農林水産省ウェブサイトで公開している参考様式に沿ってオーガニックビレッジ宣言書を作成し、有機農業実施計画と併せて当該市町村のウェブサイト等で公表を行うとともに、イベントの開催等を通じて有機農業実施計画を策定したことを広く周知するものとする。また、ウェブサイト等での公表やイベントの開催等に際しては、その実施前に都道府県及び地方農政局等へ情報共有を行うものとする。

なお、農林水産省は、有機農業実施計画の認知度の向上を図るために、農林水産省ウェブサイトへの掲載や各種イベントでの周知等を行う。

別紙2 試行的な取組の具体的な内容について

具体的な取組	
1 生産関連の取組	<p>ア 新たな栽培技術の実証、成果の普及 事業実施区域で栽培経験のない品目等の導入に向けたほ場の借り上げや先進的農家の指導の下で行う研修の実施、栽培技術講習の計画作成、生産コスト等の分析等を実施</p> <p>イ 事業実施区域の未利用有機資材の供給体制整備 事業実施区域内の生産者が低廉かつ安定的に資材を活用できるよう、地域の未利用有機質資材の賦存量の調査や収集方法の検討、堆肥化施設の概略の設計、少量の堆肥の製作、栽培試験及び収量調査を実施</p> <p>ウ 有機ほ場団地化 有機農業の団地化に向けた計画策定や地権者への説明会の実施、団地化するほ場の刈払い・抜根・簡易排水改良、有機JAS認証取得に向けた実地検査等を実施</p> <p>エ 新規有機農業者の育成や技術講習会の開催 事業実施区域で持続的に有機農業を実施するため、借上ほ場における有機農業指導員や先進的農家等を招へいした新規参入者向け研修会の開催や新規就農者及び転換者の経営するほ場等の土作りや有機JAS認証制度を含む表示制度の技術講習会等を開催</p> <p>オ 栽培技術・経営力向上に係るソフトウェア等の導入 事業実施区域や類似する地域の取組結果等を踏まえた地域の環境に適した栽培技術や経営力向上をサポートするソフトウェアやアプリケーションを導入</p> <p>カ 生産・出荷効率化の講習会開催・ソフトウェア導入 事業実施区域の栽培品目、生産量、作付け時期等の調整、出荷の調整・管理を効率化する講習会等の開催並びに生産及び出荷の調整・管理の効率化をサポートするソフトウェアやアプリケーションの導入。</p> <p>キ 共同出荷体制の整備 流通コストの低減を図るため、地域の有機農業者に対する出荷量・出荷先の調査、集荷場の確保、地域内集荷便の試行と効果の検証、洗浄・梱包等に係る機械のリース、共同出荷ブランドの検</p>

	<p>討等を実施。</p> <p>ク その他地域で必要と考える取組</p>
2 加工・流通関連の取組	<p>ア 地場での加工品の製造</p> <p>地域で生産された有機農産物等を活用し、加工業者との連携による消費者等の多様な需要に即した新商品やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析、開発された新商品の評価等を実施。</p> <p>イ レストラン、旅館等での活用</p> <p>有機農産物等の消費を促進するため、実需者への意向把握調査、生産者とのマッチングや有機農産物等の規格調整、地域における実需者の有機農産物等を使用したメニューの開発の支援を実施。</p> <p>ウ 流通の効率化・コスト低減の取組</p> <p>消費者が安価な価格で有機農産物等を入手できるよう、域内流通や消費地への合理的な流通等の検討、農業者や事業者との調整等を実施。</p> <p>エ 販路拡大へ向けた商談や意見交換会の実施</p> <p>加工・流通業者を訴求対象に含む展示会やイベントへの出展、事業実施区域に関する場への実需者の招へい、商談等、新たな販路開拓に向けた取組や意見交換会等を実施。</p> <p>オ 地域の加工・流通業者への表示制度の講習会</p> <p>地域の加工業者や流通業者等の関係者への有機JAS認証制度を含む表示制度等の理解増進に係る研修会を実施。</p> <p>カ その他地域で必要と考える取組</p>
3 消費関連の取組	<p>ア 学校給食における有機農産物等の活用の促進</p> <p>事業実施区域内の有機農産物等の安定的な販路確保のため、集荷方法・納品規格等に関する関係者との調整、学校給食での有機農産物等の活用に向けた献立の開発、試食会の実施、子供や学校関係者を対象とした食育授業等を実施。</p> <p>イ 有機農業をテーマにしたマルシェの開催</p> <p>地域や消費地の消費者が有機農産物等を入手しやすいよう、マルシェの開催や開催に向けた調整を実施。</p>

	<p>ウ 消費者との交流会の開催</p> <p>環境への負荷の低減、自然循環機能の増進、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な特徴に関する知識の普及啓発を行うため、シンポジウムやワークショップの開催や、商店街、アンテナショップ等における有機農業をテーマにした各種イベントの開催等を実施。</p>
	<p>エ 直売所における有機農産物等のコーナーの設置</p> <p>地域で生産された有機農産物等及び有機農産物等の加工品を消費者に直接販売し、地域活性化を図るとともに消費者が有機農産物等入手しやすくなるよう、農産物直売所等における有機農産物等のブースの設置や専門調査員の派遣を実施。</p>
	<p>オ 地域を紹介する資料作成、オンラインショッピングサイトの構築</p> <p>遠隔地の消費者に対して本事業の取組を紹介し、有機農産物等及び有機農産物等の加工品の購入を促すため、地域の取組や有機農産物等に関する資料（映像資料を含む。）の作成やオンラインショッピングサイトの構築による効果の検証を実施</p>
	<p>カ 企業・環境活動団体との連携等</p> <p>環境保全に関心のある企業や団体との連携、生き物調査等の実施による環境への効果の把握や情報発信等を実施。</p>
	<p>キ その他地域で必要と考える取組</p>